

大仙市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

大仙市教育委員会

(令和8年4月1日施行)

目 次

1.	計画の趣旨、現状	P 1
2.	目的、計画の期間、計画の位置付け 等	P 2
3.	目標	P 3
4.	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	P 4
	(含：学校と教師の業務3分類)		
5.	関連する取組、今後のフォローアップについて	P 9

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（以下、給特法）に基づき、サービスを監督する教育委員会に策定が義務付けられたものです。

本計画の趣旨は、公立学校の教職員の長時間労働を是正し、心身の健康を確保することにあります。大仙市立小中学校の教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指して、教職員の業務量の適切な管理と健康・福祉の確保を行うとともに、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、専門性を発揮することができる環境をつくるための具体的な行動指針となります。

働き方改革を推進し、教職員が働きがいを感じながら、教育活動にいきいきと取り組むことができる環境を整備することで、結果として、児童生徒の教育の充実につながることを願っています。

(2) 大仙市の現状

○大仙市では、令和6年4月に、大仙市立学校教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「大仙市立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

○こうした取組の結果、令和6年度の大仙市立学校教職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりでした。

	R 6年度 平均	月 45 時間を 上回る割合	年 360 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校(20校)	月 26.4 時間	14.2%	39.4%	1.2%
中学校(10校)	月 41.1 時間	41.2%	67.6%	9.1%
全 体	月 34.0 時間	24.6%	50.2%	4.3%

○時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合が小学校で 14.2%、中学校では 41.2%と特に中学校が多くなっています。学校行事の準備や部活動指導等の業務負担が大きくなっていることが考えられ、校務分掌の見直しや外部資源の活用を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが求められます。

○こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき、本計画を策定するものです。

2. 目的、計画の期間、計画の位置付け 等

(1) 計画の目的

教職員が心身共に健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、いきいきと子どもたちに向き合うことができるよう、「働きやすさ」と「働きがい」を両立させた魅力的な職場環境を実現し、学校教育の質の向上を目指します。

(2) 計画期間

令和8年度から令和11年度まで（4年間）

(3) 計画の位置付け、計画の公表・改訂、総合教育会議での報告等

- ・本計画は、大仙市立学校教職員の業務量管理及び健康確保に係る目標や取組を示すとともに、大仙市立小中学校に対する支援などについて、大仙市教育委員会の役割を明らかにするものです。
- ・本計画は、大仙市ホームページにおいて公表するとともに、計画に変更があった場合は、随時更新を行います。
- ・本計画の策定や改訂、目標の達成状況、取組状況については、毎年度、総合教育会議に報告し、市長部局との連携を図り、適切な役割分担のもと、取組を推進します。
- ・本計画の目標の達成状況や取組状況は、毎年度、総合教育会議での報告を経て大仙市ホームページで公表します。
- ・本計画は、目標の達成状況等の検証や国の動きを踏まえ、計画期間中でも必要に応じて取組の追加や変更などの必要な見直しを行う場合があります。
- ・本計画の策定や改訂に当たっては、人事委員会や県教育委員会等と認識を共有し、教員の業務量の適切な管理、その他教職員の健康及び福祉を図るために講ずべき措置に関して、専門的な助言を求めるなど連携を図ります。

3. 目標

(1) 本計画において達成を目指す目標（令和11年度まで）は、以下のとおりです。

【 】 令和6年度の数値

● 1箇月の時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合……………	100%
	【 75.4% 】
● 1箇月の時間外在校等時間の年間平均……………	教職員の平均で30時間程度以下
	【 34.0時間 】
● 1年間の時間外在校等時間が360時間以下の教職員の割合……………	100%
	【 49.8% 】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標（令和11年度まで）は、以下のとおりです。

【 】 令和7年度の数値

● 年次有給休暇の取得日数が	14日以上	の教員の割合	100%
● ストレスチェックでの	ワーク・エンゲイジメント ¹	の平均値	3.1以上
			【 2.9 】

¹ 仕事から活力を得て、仕事に誇りを感じ、職員が生き生きと仕事をしている状態を示す指数

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

「 学校と教師の業務3分類 」

【 イ. 学校以外が担うべき業務 】

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ② 放課後から夜間などにおける校外見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ※ 朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

【 ロ. 教師以外が積極的に参画すべき業務 】

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成
- ⑧ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

【 ハ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務 】

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア. 学校以外が担うべき業務

◆ 登下校等の通学路における日常的な見守り活動（3分類の①）

- ・既存の地域見守り隊による見守り活動を持続できるよう、PTA組織や地域住民の参画を促す。
- ・地域行事などで、やむを得ず教職員による見守り活動を実施する場合は、事前に「勤務時間の割り振り」を確定し、翌日の出勤時間を遅らせるなどの措置を講ずる。

◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

(3分類の②)

- ・「学校と警察との情報交換会」において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについての認識を共有する。

◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（3分類の③）

- ・学校徴収金については、全て振込み形式とし、直接現金を取り扱うことがないようにする。やむを得ず現金が発生する場合は、管理職または事務職員が受け付ける体制を整える。また、滞納などについては、管理職または事務職員が事務的な通知の対応を行うとともに、市関係部局とも連携しながら対応する体制を整える。

◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類の④）

- ・学校の地域連携担当教員の負担過多にならないように、地域学校協働活動推進員をコーディネーターとして、市教育委員会と連携して調整に当たる。

◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類の⑤）

- ・教育委員会、福祉、児童相談所、警察など等と連携し、学校が対応困難な事案を抱えこまないための体制整備を進める。

イ. 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（3分類の⑥）

- ・学校への依頼を減らすとともに、回答フォームの活用による負担軽減を図る。

◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

（3分類の⑦⑧）

- ・学校のウェブサイトの作成・管理については、ICT サポーターを継続配置し、市内全小中学校に対する支援を行う。ICT 機器・ネットワーク設備などの保守・管理については、学校と市教育委員会担当課が連携し、役割を分担しながら取り組む。

◆ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類の⑨）

- ・小学校における夏季休業中のプール開放の監視については、地域学校協働活動など、地域住民の支援が得られるよう学校運営協議会などで協議する。

◆ 校舎の開錠・施錠（3分類の⑩）

- ・警備保障については、外部委託を継続するとともに、開錠・施錠については、担当を教頭に固定することなく、役割分担の見直しを図る。
- ・適切な登校時間帯を定めるとともに、最終退勤時刻を小学校 19 時、中学校 20 時と定め、実現を目指す。

◆ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（3分類の⑪）

- ・学校生活支援員や学校サポーターなどによる見守りを推進する。（見守り職員の休憩時間の確保に配慮する。）
- ・地域学校協働活動として地域住民の支援が得られるように学校運営協議会などで協議する。

◆ 校内清掃（3分類の⑫）

- ・清掃の回数や範囲などの合理化を促進する。

◆ 部活動（3分類の⑬）

- ・大仙市小・中学校部活動等基本方針の遵守を徹底する。
- ・令和 11 年度までに、全ての学校部活動で休日の地域展開を実現する。
- ・部活動地域展開支援コーディネーターを配置し、部活動地域展開に関する推進体制を整備する。

ウ. 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆ 給食時間における対応（3分類の⑭）

- ・アレルギー情報の管理を栄養教諭や養護教諭が主導し、「ダブルチェック」として、専用トレイの準備、チェックリスト等を導入し、学級担任の「確認業務」を最小限にしながら「誤食」を組織的に防止する。

◆ 授業準備、学習評価や成績処理（3分類の⑮⑯）

- ・統合型校務支援システムの機能（通知表・指導要録作成等）を活用することによって、成績処理などに係る事務負担の軽減を図る。
- ・学習支援ソフト等を活用した授業準備の好事例について情報提供を行う。

◆ 学校行事の準備・運営（3分類の⑰）

- ・学校行事について、それぞれの教育的価値を踏まえた精選や統合に向けた取組を推進するため、成果を上げている好事例について情報提供を行う。

◆ 進路指導の準備（3分類の⑱）

- ・進路希望調査について、紙媒体での回収と集計を廃止し、集計ツールを活用して自動集計することで、集計にかかる時間を削減する。

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類の⑲）

- ・ケース会議などへのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの参加を増やし、専門的な知見を活用するなど、教育職員と関係機関が連携・協働した支援体制を構築する。

エ. その他

- ・学校教職員衛生委員会を開催（年1回）する。
- ・会議の精選、オンラインによる会議・研修を推進する。
- ・業務改善や教職員の働き方に関する項目を学校評価の共通項目に設定する。
- ・教職員の働き方改革に係る保護者向け文書の作成と周知を行う。
- ・時間割の工夫により小学校における「空き時間」を確保する。（1日1時間程度以上）

(2) 学校における措置の推進

学校において、以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。授業時数が規定よりも大幅に上回るカリキュラム・オーバーロードが起きないように編成するとともに、指導体制に見合うものとなるように見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動などを見直すとともに、清掃の時間や範囲、頻度の見直しや放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、授業改善や業務改善を進め、令和11年度までに「授業にICTを活用して指導することができる」教職員の割合を100%にする。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・市内の全ての学校において、校内衛生委員会を設置する。また、各校においては、衛生管理者または衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させるとともに、校内衛生委員会の定期開催及び日常的なチェック体制や支援体制を整えることで、教職員の健康及び福祉の確保に努める。
- ・1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し、管理職による面接指導を行うとともに、医師による面接指導を勧奨する。
- ・退勤から出勤までに一定時間以上の継続した休息时间確保の徹底を働きかける。
- ・教職員が心身の健康問題について相談できる窓口を設置し、必要に応じて医師や心理師等による助言・指導を受けることができるよう周知する。
- ・まとまった日数連続して取得することを含めて年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを働きかける。
- ・長期休業中に学校閉庁日（統一的に学校業務を停止する日）を設定する。
- ・週1日以上ノー残業デーを設定する（指導計画や施設利用等の理由により、一律の設定が困難な

場合には、同じ週の中で定時退勤日を設けることも含む) ことで、教職員の定時退勤に対する意識向上を図るよう働きかける。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・市内各学校の在校等時間の状況を、大仙市教育委員会が毎月確認する。
- ・市内各学校の教職員の在校等時間の状況については、毎年度、前年度実績を大仙市ホームページ等で公表するとともに、定例教育委員会議及び総合教育会議において報告し、取組の着実な実行を図る。
- ・本計画に係る「業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」については、「大仙市立学校の学校運営協議会の設置等に関する規則」にも掲げ、毎年度学校運営協議会の承認を得るものとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、統合型校務支援システムの出退勤管理で把握し、その他の目標については、大仙市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・学校での児童生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に努め、関係部局や関係機関とともに取り組む。
- ・大仙市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校への聞き取りや指導などを実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかな改善が図られることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校に本計画を周知するとともに、管理職向けのマネジメント研修の充実を図るなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議なども踏まえながら、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者や地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会などに対して、大仙市における「学校と教師の業務3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。